

平成 29 年 2 月 22 日

学校給食センター運営委員会会議録

二宮町教育委員会

1. 開会時間 10時 00分

2. 閉会時間 11時 50分

3. 出席委員

氏名	所属等	出欠席
吉田 美佳子	教育委員	○
本荘 勝康	二宮小学校長	○
作田 雅弘	二宮中学校長	×
峯尾 恵美子	二宮小学校 PTA 代表	○
浦中 勝己	一色小学校 PTA 代表	×
関山 由紀子	山西小学校 PTA 代表	○
田口 すずろ	二宮中学校 PTA 代表	○
川堺 幸代	二宮西中学校 PTA 代表	○
神保 典子	学校給食センター薬剤師	×
加藤 紳一	平塚保健福祉事務所生活衛生部長	○

4. 出席者氏名
教育長 府川陽一
教育部長 鐘ヶ江学
教育総務課長 黒石徳子
教育総務課教育総務班長 岩崎稔史
教育総務課教育総務班主任主事 高橋篤史
二宮町学校給食センター所長 石井博司
二宮町学校給食センター栄養士 佐藤恭就

5. 傍聴者 1名

平成 28 年度第 2 回学校給食センター運営委員会議事録

日 時：平成 29 年 2 月 22 日（水）

10 時 00 分～11 時 50 分

場 所：町民センター 3A クラブ室

1. 開 会

2. あいさつ

（教育長）おはようございます。お忙しいところお集まりしていただきありがとうございます。

いまから十年程前に食育基本法という法律ができました。昔から知徳体というものがありまして、その知徳体の基本となるのが食育であるということで食育基本法ができました。その背景には日本の食べ物の海外依存が強まっているという危機感や食べ物の安全性の問題とか、家庭での食生活が不規則なり偏っていることなどがあります。また和食がこのままの状況だと消滅してしまう危機感から法律ができたそうです。そういった点から学校給食というのはますます意味深いものとなります。全国的に朝ごはんを食べてこない子や夜も習い事で不規則な食生活になってしまっているという現実もありますので、そんな中で学校給食はすごく大事だなと思います。時間は短いですが積極的なご意見をお願いいたします。

3. 議 題

議題 1. 「学校給食センター主要事業報告について」

事務局より内容説明

（委員）11 月 29 日のドライカレーの提供中止に関連して、今回の件をうけて、今後急に給食の提供が中止になってしまったとき代替え食についてどのように検討しているか伺いたい。

（事務局）現状として急に給食が提供中止になってしまったときに代替えで提供できる体制ではありませんが、たとえばふりかけのようなもの常備しておいて、必要な時に出せるような体制は難しいことではないので、前向きに検討して整備したいと思います。

（委員）今、長期保存可能なものあり、災害時にも利用できるものをセンターでも備蓄するのもいいかなと思います。また連絡を迅速にさせていただけると家庭でも対応できることもあると思います。

（委員）そのほかに前回会議以降の異物混入などの給食に関する事故について伺いたい。

（事務局）前回会議以降、異物混入として学校より報告があったものが全部で 6 件ございました。内訳としましては主食に混入していたものが 1 件、おかずに混入していたと報告があったものが 5 件ございました。混入していたものは髪の毛、野菜に付着していたと思われる小さな虫、ビニール片などでした。

(委員) 昨年定めた異物混入対応に関するガイドラインの分類に当てはめると何に該当しますか。

(事務局) すべて分類3の健康への影響は少ないと思われるが、不快であり非衛生なものの扱いとなります。

(委員) 今の異物混入対応に関するガイドラインの異物の種類と分類について伺いたい。

(事務局) 昨年異物混入対応に関するガイドラインを定め、その中で生命に影響を与えると思われる異物、例えば金属片やガラス片、薬品などを分類1、健康への影響が大きいと思われる異物、例えばゴキブリや大型のクモ、石などを分類2、健康への影響は少ないと思われるが不快であり非衛生なもの、例えば髪の毛や野菜に付着していた虫などを分類3と定めています。今年度発生した異物混入事故はいずれも分類3に該当しまして、対応としては納入業者に原因がある場合は納入業者に報告書を提出させ指導を行っております。また、センターの調理に起因する場合は調理員に指導を行います。分類1と2については給食の提供を中止し平塚保健福祉事務所へ報告することとしています。

(委員) 過去に給食の提供を中止した事例について伺いたい。

(事務局) 平成22年の11月にかぼちゃのプリンを提供する予定だったのですが、調理がうまくできず提供を取りやめたということがありました。平成25年の5月には、ヨーグルト和えを提供する予定でしたが、当日業者から納入されたヨーグルトから異臭がしたので提供を中止したということがありました。直近ではこの2件が給食の提供を中止した事例となります。

(委員) 過去の事例はデザートだったので、子供がおなかをすかして帰ることもなかったと思うが、災害備蓄用品で温めなくても食べられるカレーなどもあるので、そういったものをセンターで備蓄しておくのもいいのかなと思います。

(事務局) 災害備蓄用でいえば、平成27年度から各学校で水と栄養食品、アルミのブランケットを毎年1学年分購入しております。

(委員) 災害時にもつかえるものがあってもいいと思います。保存食が1食いくらか調べていただいて給食費から予算が確保できて、保護者からの了解が得られれば、導入にむけて検討していただければと思います。

(委員長) 異物混入対応のガイドラインについては何箇所か訂正の要望を出しておりますので訂正版を作成いただいて対応について再確認させていただければと思います。

(教育長) 災害が起こった場合、給食が提供できず、親が引き取りにくるまでほとんどの児童生徒が学校に残ることになる。その時の食べ物について早急に検討しなくてはならないと思います。異物混入に関しては各学校で喫食時間が違うので、発見されたときにすでに食べ終わっている学校もあり、当日中に情報が各保護者に行くようにしなければならないと思いました。異物混入についてはセンターでも気を付けていますが、野菜の中に入っている虫などは見落とし毎月1件ぐらい発生している状況です。児童生徒に健康被害が出ないように気を付けますが、備蓄についてはも予算も絡むことなのですが、検討しなければならないと思います。

(事務局) 災害時の備蓄については給食センターに備蓄して災害時に活用ができるかも含めて検討していかねばいけないと思います。

(委員長) 備蓄食については実際に提供して使って食べる体験も重要なことなので、給食の中で防災食の日というのを設けるのもいいかと思います。

(委員) ドライカレーの提供中止について、たまねぎの中にスライサーの刃が混入した可能性があって、ドライカレーにたまねぎを使用するので提供を中止したということですか。

(事務局) たまねぎは別のメニューに使うものでしたが、同じフロア内の釜でドライカレーを調理していて、スライサーのかけた破片が完全に復元できなかったため、最悪の場合、飛散して窯の中に入った可能性がゼロではなかったため、提供を中止させていただきました。

(委員長) 感染症胃腸炎や食中毒に関して給食が原因の可能性がある場合、どのような対応を取らなければならないのか。

(委員) 感染症と食中毒を見極めるのは難しいのですが、みんな同じものを食べているのに学年に偏りがあるとか、発生した学年が嘔吐した人の近くにあるとかいろいろ調査をしないと一概に給食が原因とは言えない。食中毒によっては発症時間が違うものもあるので、どの時点の食品が原因かというのは検査結果を見極めないと判断できないので、とにかく保健所に連絡していただきたいと思います。

(委員) 調理員さんや配膳員さんの本人やお子さんが感染した場合の対応も決めておいたほうがよい。

議題 2. 「学校給食物資納入業務監査結果について」

事務局より内容説明

(委員) 青果物の品質が毎回良となっているが、優良となる基準はどうなっているのか。

(事務局) 調理員が毎日納品している青果物について、大きさであったり、泥や虫がついていないかを評価をしています。また監査当日には監査委員も実際にその日に入ってくる青果物も見て、調理員の評価の記録も参考に総合的に評価を行っています。

(委員) 価格に関しての評価はどのようにしているのか。

(事務局) 価格については毎日インターネットで公開されている値段報告書の市場価格と実際に納入されている価格を比較したり、監査委員も市場価格を把握しているので、監査委員の意見も踏まえ納入された価格が適正であるかの判断をしております。

議題 3. 「学校給食使用食材の産地公表・放射能検査について」

事務局より内容説明

(委員) これから小学校にはいってくる児童の保護者は子供が生まれたときに災害があったという世代で放射能について興味をもっている、心配している方がたくさんいると思う。そういった世代の方がこれから入学して給食を食べるようになるので、心配している保護者の意見を聞いていただいて、反映できるようにしていただきたいと思います。

議題4. その他

(事務局) 第1回の運営委員会や献立会議などでご要望いただきました、小学校の実施回数を増やせないかとうご意見につきまして、来年度につきましては5日増やす案で各小学校に提示して調整を行っているますので、この場でご報告いたします。

(委員) とてもいい試みで保護者も喜ぶと思います。

平塚保健福祉事務所生活衛生部の加藤部長より県内及び平塚保健福祉事務所管内の食中毒の状況について説明

(委員) 給食調理員の家族がノロウイルスを発症した場合に調理業務はどのようになりますか。

(事務局) 保菌している可能性がある場合は、食材を介して児童生徒に感染する恐れや調理員内で感染する恐れもあるので、調理に従事するのは難しいと思います。

(委員) ノロウイルスに感染しても調理業務に従事していけないという法律はない。0157の場合は従事してはいけない法律があります。ノロウイルスの場合はマスクや手袋をきちんとすれば問題ないとされていますが、調理場でルールを決めておいたほうがよいと思います。

6. 閉会

11時50分閉会